

第703回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成29年 1月 11日（水）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1)平成29年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

業務部 高橋 収納課長

(2)HS改正に伴う他法令関係通達等の改正について

業務部 金子統括審査官（通関総括第3部門）

(3)海上システムによる航空貨物の取扱い廃止に伴う依頼について

総務部 梅津 システム企画調整室長

(4)SPF製材に係る輸入申告の取扱いについて

業務部 松尾 首席関税鑑査官

★その他・連絡事項等

- ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況について

業務部 星野統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 平成29年2月7日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成29年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

	内 容	本 則	特 例【現行】 (平成25年度改正 平成26年1月1日施行)		平成29年	(参考) 平成28年
					【財務大臣告示 割合:0.7%】	【財務大臣告示 割合:0.8%】
延滞税	納期限の翌日から2か月を 経過する日まで (納期限後2ヶ月以内について は、早期納付を促す観点から 低い利率)	7.3%	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.7% + 1%	(※注2) + 1%	2.7%	2.8%
	納期限の翌日から2か月を 経過する日後	14.6%	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.7% + 1%	(※注2) + 7.3%	9.0%	9.1%
還付加算金	国から納税者への過誤納 金の還付等に付される利息	7.3%	【特例基準割合】(※注1)(※注3) 財務大臣が告示した割合0.7% + 1%		1.7%	1.8%



(※注1)「特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう(租税特別措置法第93条第2項)。

<根拠法令>

- ①関税法
 - 第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※注2)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※注3)
- ②国税通則法
 - 第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)
- ③租税特別措置法
 - 第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)
- ④地方税法
 - 第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令(外務一三)
- 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一七三)
- 商標法施行規則の一部を改正する省令(経済産業一〇九)
- 〔告 示〕
- 日本国に帰化を許可する件(法務六三八)
- 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のキプロス共和国等による批准等に関する件(外務四六七)
- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同四六八)
- パキスタン・イスラム共和国におけるボリ才感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同四六九)

○マレーシア政府に対する贈与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の書簡の交換に関する件(同四七〇)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(同四七一)

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件(同四七二)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件(財務三六一)

○保安林の指定をする件

(農林水産二四三八・二四四三)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通一四〇二)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同四〇三)

○道路に関する件

(関東地方整備局三四一)

○都市計画に関する件

(四国地方整備局一三五)

○土器川水系土器川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件(同一一三六)

○物部川水系物部川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件(同一一三七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 防衛省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔労働〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔公 告〕

〔諸事項〕

官庁

財団、有権者申出方、製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等

公立学校共済組合役員の退職及び就職関係

職関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○外務省令第十三号

外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十二月十二日

外務大臣 岸田 文雄

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令(昭和二十九年外務省令第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「チェンナイ(インド)」を「チェンナイ(インド)」に、「バクー(アゼルバイジャン)」を「バクー(アゼルバイジャン)」に、「サラエボ(ボスニア・ヘルツェゴビナ)」を「サラエボ(ボスニア・ヘルツェゴビナ)」を「スコピエ(マケドニア旧ユーゴスラビア共和国)」に、「ジュバ(南スーダン)」を「ジュバ(南スーダン)」に、「ポートルイス(モーリシャス)」に改める。

附 則
この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

二 大谷山荘

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成二十八年十二月十五日から平成二十八年十二月十六日まで	山口県長門市	山口県長門市	山口県長門市
	深川湯本字平町	深川湯本字平町	深川湯本字平町(次の図面に示す部分に限る。)
			一次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
			一 北緯三十四度十九分四十五秒、東経百三十一度十分三十四秒の点
			二 北緯三十四度十九分三十九秒、東経百三十一度十分四十六秒の点
			三 北緯三十四度十九分二十七秒、東経百三十一度十分四十五秒の点
			四 北緯三十四度十九分二十二秒、東経百三十一度十分三十四秒の点
			五 北緯三十四度十九分二十三秒、東経百三十一度十分二十秒の点
			六 北緯三十四度十九分三十三秒、東経百三十一度十分十二秒の点
			七 北緯三十四度十九分四十一秒、東経百三十一度十分十六秒の点
			八 北緯三十四度十九分四十六秒、東経百三十一度十分二十三秒の点

三 講道館

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成二十八年十二月十六日	東京都文京区	東京都文京区	東京都文京区
	春日一丁目十六番三十号	春日一丁目十六番三十号	春日一丁目十六番三十号
			春日一丁目一十六番(次の図面に示す部分に限る。)
			春日一丁目一十六番及び十四番から十六番まで、本郷一丁目二十九番から三十五番まで、本郷四丁目九番、十番及び十二番から二十四番まで、小石川一丁目一から六番まで並びに小石川二丁目一から四番まで及び二十二番

○農林水産省告示第二千四百三十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十八年十二月十二日
 農林水産大臣 山本 有二

一 保安林の所在場所 新潟県十日町市荻甲一七
 一六の一、甲一七七一、甲一七七八、甲一七三
 四の二、甲二四四八、甲二四七九、甲二四五八
 の五三、甲二八一四の一、甲二八一四の三、甲
 二八一四の四、甲二八一八の二、甲二八一九か
 ら甲二八二二まで、甲二八三三、甲二八四一の
 一、甲二八四二の二、甲二八四二、甲二八六六
 の一、甲二八六七の一、甲二八六八、甲二八七
 〇、甲二八七二の一、甲二八七二の三、甲三一
 四五の一、甲三一四五の二、甲三一五五、甲三
 一七二の一、甲三一七三の二から甲三一七三の
 三まで、甲三二七四、甲三二七五、甲三二七七
 字小四郎山甲一九二七、字山田甲一九二八、甲
 一九二九、甲一九四八、甲一九六七、字一ノ沢
 甲二四八二、甲二四八四、甲二四八五、甲二四
 九二の一から甲二四九二の三まで、甲二五〇三
 から甲二五〇六まで、甲二五〇七の一、甲二五
 一四、甲二五一四の子、甲二五三〇、甲二五三
 一、甲二五三四の一から甲二五三四の二六まで、
 甲二五三六、甲二五三八の一、甲二五三八の二、
 甲二五四〇の一、甲二五四〇の二、甲二五四二、
 字大塚甲二五四九の一、甲二五五〇の一、甲二
 五五三の一から甲二五五三の七まで、甲二五五
 四の二、甲二五六六、甲二五六六の一、甲二五
 六六の二、甲二五六六の五から甲二五六六の七
 まで、甲二五六六の八、甲二六一〇から甲二六
 一一まで、甲二六三三の一、甲二六三三の三、
 甲二六三八から甲二六四三まで、甲二六四七、
 甲二六四七の一、甲二六四七の二、甲二六四八、
 甲二六五〇から甲二六五二まで、甲二六五七、
 甲二六五九の一、甲二六五九の二、甲二六五九
 の子、甲二六六〇から甲二六六四まで、甲二六
 六五の一、甲二六六五の二、甲二六六五の子、
 甲二六六六の一から甲二六六六の三まで、甲二
 六六六の四、甲二六六九、甲二六七一、甲二六
 七一の一から甲二六七一の三まで、甲二六七一
 の子、字頭無甲二六七八、甲二六七九の一、甲
 二六八七の一、甲二六八八の一、甲二六八八の
 二、甲二六八九、甲二六九〇の二、甲二七三二、
 甲二七三三の子、甲二七三四、甲二七三五

○財務省告示第三百六十二号
 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年
 の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。
 平成二十八年十二月十二日
 年〇・七パーセント
 財務大臣 麻生 太郎

二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。
 ○農林水産省告示第二千四百三十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十八年十二月十二日
 農林水産大臣 山本 有二

一 保安林の所在場所 新潟県長岡市与板町本与板字萩井六五九、七七一、七七三から七七五まで、乙七七五、七七九の一、七八〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
 ○農林水産省告示第二千四百四十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十八年十二月十二日
 農林水産大臣 山本 有二

一 保安林の所在場所 新潟県十日町市樽沢乙八一九の四
 二 指定の目的 土砂の流出の防備

2017年1月11日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

HS改正に伴う他法令関係通達等の改正について

◆改正された告示及び通達

法令名	輸入の規制に関する告示・通達	備考
輸入貿易管理令	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表 (平成28年12月26日付 経済産業省告示第305号)	経済産業省HP掲載
水産資源保護法	「水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について (平成28年12月27日付 財関第1599号)	税関HP掲載
労働安全衛生法	労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて (平成28年12月27日付 財関第1600号)	税関HP掲載

○平成29年1月1日から実施

新旧対照表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第七十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行			
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。</p>			<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。</p>			
<p>第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物</p>			<p>第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物</p>			
地域	貨物		地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等		項目番号	関税率表の番号等	貨物名
三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域	0106・12	0208・40	三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域	0106・12	0208・40	鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）及びこの二の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。）
	0210・92	1504・30		0210・92	1504・30	
	1521・90	16・01		1521・90	16・01	
	1602・10			1602・10		

	1602・20 1602・31 1602・39 1602・49 1602・50 1602・90 2301・10 <u>23・09</u>			
<u>三の9</u> <u>の(2)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u> <u>域(当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。)</u>	0302・35 <u>0302・91-2</u> <u>0302・99-1</u> <u>0302・99-2-</u> <u>(2)</u> 0304・49-2 <u>0304・59-2</u>	<u>くろまぐろ(大西洋又は地中海に</u> <u>おいて蓄養された生鮮又は冷蔵の</u> <u>トウナス・テイナスに限る。)</u>		
<u>三の9</u> <u>の(6)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u>	0302・36 0302・91-2 0302・99-1 <u>0302・99-2-</u> <u>(2)</u> <u>0304・49-2</u>	<u>みなみまぐろ(生鮮又は冷蔵のみ</u> <u>なみまぐろに限る。)</u>		
<u>三の9</u> <u>の(2)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u> <u>域(当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。)</u>	0302・35 <u>0302・90-2</u> 0304・49-2 <u>0304・59-2</u>	<u>くろまぐろ(大西洋又は地中海に</u> <u>おいて蓄養された生鮮又は冷蔵の</u> <u>トウナス・テイナスに限る。)</u>		
<u>三の9</u> <u>の(6)</u> <u>に掲げる</u> <u>国又は地</u> <u>域を除く</u> <u>国又は地</u>	0302・36 <u>0302・90-2</u> <u>0304・49-2</u>	<u>みなみまぐろ(生鮮又は冷蔵のみ</u> <u>なみまぐろに限る。)</u>		

<u>域（当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。）</u>	<u>0304・59-2</u>		中華人民 共和国、 北朝鮮及 び台湾	0301・91-2 0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 <u>0302・91</u> <u>0302・99</u> 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 <u>0303・91</u> <u>0303・99</u> 03・04 0305・10 0305・20 0305・39 0305・41 0305・43	さけ及びます並びにこれらの調製 品
<u>域（当該</u> <u>国又は地</u> <u>域を原産</u> <u>地とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。）</u>	<u>0304・59-2</u>		中華人民 共和国、 北朝鮮及 び台湾	0301・91-2 0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 <u>0302・90</u> 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 <u>0303・90</u> 03・04 0305・10 0305・20 0305・39 0305・41 0305・43	さけ及びます並びにこれらの調製 品

	0305・49	
	0305・59	
	0305・69	
	0305・72	
	0305・79	
	1604・11	
	1604・19	
	1604・20	

	0305・49	
	0305・59	
	0305・69	
	0305・72	
	0305・79	
	1604・11	
	1604・19	
	1604・20	

二の二 (略)

二の二 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の承認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の承認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の承認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の承認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

1～6 (略)

7(1)イ 次の表に掲げる貨物を試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の

7(1)イ 次の表に掲げる貨物を試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の

確認を受けなければならない。

関税率表の番号等 (略)	品名
二九〇三・八二二	一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）。）並びに一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン。）
二九〇三・八三三	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）
二九〇三・八九	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン。）及びヘキサブプロモシクロドデカン
二九〇三・九二二	ヘキサクロロベンゼン及び一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT。）
二九〇三・九三三	ペンタクロロベンゼン

確認を受けなければならない。

関税率表の番号等 (略)	品名
二九〇三・八二二	一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）。）並びに一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン。）
(新設)	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）及びヘキサブプロモシクロドデカン
二九〇三・八九	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェン。）、ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）及びヘキサブプロモシクロドデカン
二九〇三・九二二	ヘキサクロロベンゼン及び一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT。）
(新設)	

二九〇三・九四	ヘキサブromoビフェニル	(新設)
二九〇三・九九	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。以下同じ。)	二九〇三・九九 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。以下同じ。)、 ペンタクロロベンゼン及びヘキサブromoビフ エニル
二九〇四・三一	ペルフルオロ(オクタン――スルホン 酸)(別名PFOS。)	(新設)
二九〇四・三二	ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸) アンモニウム	(新設)
二九〇四・三三	ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸) リチウム	(新設)
二九〇四・三四	ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸) カリウム	(新設)
二九〇四・三五	その他のペルフルオロ(オクタン――スル ホン酸)塩	(新設)
二九〇四・三六	ペルフルオロ(オクタン――スルホニル) フルオリド(別名PFOSF。)	二九〇四・九〇 ペルフルオロ(オクタン――スルホン 酸)(別名PFOS。)又はその塩及びペルフ ロロ(オクタン――スルホニル) フル オリド(別名PFOSF。)
(略)		(略)
二九一〇・五〇	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ―六 ・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七 ・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・四 ―エンド―五・八―ジメタノナフタレン(別 名エンドリン。)	二九一〇・九〇 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ―六 ・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七 ・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・四 ―エンド―五・八―ジメタノナフタレン(別 名エンドリン。)
二九一四・七一	デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・ 〇・〇」デカン―五―オン(別名クロルデ カ)	二九一四・七〇 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・ 〇・〇」デカン―五―オン(別名クロルデ カ)

二九二〇・三〇〇	コン。		六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一 ・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロ一 六・九メタノー二・四・三ベンゾジオキ サチエピンⅡ三オキシド（別名エンドスル ファン、ベンゾエピン。）	(略)	ポリ塩化ナフタレン	三八二四・九九	ロソホ (略)	(12)(2) (11) (略) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。	
二九二〇・九〇〇	コン。		六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一 ・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロ一 六・九メタノー二・四・三ベンゾジオキ サチエピンⅡ三オキシド（別名エンドスル ファン、ベンゾエピン。）	(略)	ポリ塩化ナフタレン	三八二四・九〇	ロソホ (略)	(12)(2) (11) (略) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。	
ロシア	関税率表の番号等 ○三〇六・一四 ○三〇六・九三 一六〇五・一〇	国・地域 ロシアを除く国又は地域	貨物名 冷凍したかに その他のかに（冷凍したものに限り。） かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）	ロシアを除く国又は地域	○三〇六・一四 ○三〇六・九三 一六〇五・一〇	ロシア	関税率表の番号等 ○三〇六・一四 ○三〇六・九三 一六〇五・一〇	ロシアを除く国又は地域	冷凍したかに その他のかに（冷凍したものに限り。） かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）
○三〇六・九三一二	その他のかに（冷凍した	ロシアを除く国又は地域	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限り。）	ロシアを除く国又は地域	○三〇六・一四一二	ロシア	○三〇六・一四一二	ロシアを除く国又は地域	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限り。）

ものうち、たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに（関税率表第三〇六・一四号に掲げるもの）、その他のかに（関税率表第三〇三・〇六・九三号に掲げるもの）のうち、冷凍したものに限り、及びかに調製品（関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) (8) (略)

(9) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域 貨物 提出書類

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに（関税率表第三〇六・一四号に掲げるもの）及びかに調製品（関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）とする。

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) (8) (略)

(9) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域 貨物 提出書類

9 (略)	(注) ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（関税率表第〇三〇六・三三三号に掲げるもの）並びにその他のかに（関税率表第〇三〇六・九三三号に掲げるもの）のうち、冷凍していないものに限る。）とする。	ロシア	〇三〇六・三三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに	ロシア政府が発給した証明書の原本
		ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・三三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等
9 (略)	(注) ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、冷凍していないかに（関税率表第〇三〇六・二四一四号に掲げるもの）とする。	ロシア	〇三〇六・二四一	冷凍していないかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	ロシア政府が発給した証明書の原本
		ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・二四一	冷凍していないかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等

新旧対照表

(別紙)

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省略)		(同左)	
<p>1 対象となる水産動物</p> <p>水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p> <p>なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。</p>		<p>1 対象となる水産動物</p> <p>水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p> <p>なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。</p>	
水産動物	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表の番号	水産動物	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表の番号
さけ科魚類	第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）、第 0301.19 号（その他のもの）、第 0301.91 号（ます）及び第 0301.99 号（その他のもの）のうち、さけ科魚類 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類	第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）、第 0301.19 号（その他のもの）、第 0301.91 号（ます）及び第 0301.99 号（その他のもの）のうち、さけ科魚類 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵
こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎよ、ないるていらびあ	第 0301.11 号の 1（観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚）のうち、 <u>こい（キュプリヌス・カルピオ）及び金魚</u> 第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎよ及びないるていらびあ 第 0301.93 号（こい）のうち、 <u>こい（キュプリヌス・カルピオ）</u> 、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎよ 第 0301.99 号（その他のもの）のうち、ないるていらびあ 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎよ及びないるていらびあ <u>のふ化用の魚卵</u>	こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎよ、ないるていらびあ	第 0301.11 号の 1（観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚） 第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎよ及びないるていらびあ 第 0301.93 号（こい）のうち、ふな属魚類 <u>（カラシウス・カラシウス）</u> 、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎよ 第 0301.99 号（その他のもの）のうち、 <u>こい、ふな属魚類（カラシウス・カラシウス以外）及び</u> ないるていらびあ 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎよ及びないるていらびあ <u>のふ化用の魚卵</u>
まだい	第 0301.19 号（観賞用の魚のその他のもの）及び第	まだい	第 0301.19 号（観賞用の魚のその他のもの）及び第

新旧対照表

(別紙)

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	0301.99号(その他のもの)のうち、まだい 第0511.91号の1(魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテ ミアサリナの卵)のうち、まだいのふ化用の魚卵		0301.99号(その他のもの)のうち、まだい 第0511.91号の1(魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテ ミアサリナの卵)のうち、まだいのふ化用の魚卵
くるまえば科えび 類、 さくらえび科あき あみ属えび類、 てながえび科えび 類	<u>第0306.36号</u> (その他のシュリンプ及びプローンの生き ているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)の生きて いるものうち、くるまえば科えび類、さくらえび科あき あみ属えび類及びてながえび科えび類 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、くるまえば 科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえ び科えび類のふ化用の卵	くるまえば科えび 類、 さくらえび科あき あみ属えび類、 てながえび科えび 類	<u>第0306.27号の1</u> (その他のシュリンプ及びプローンの 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)の生き ているものうち、くるまえば科えび類、さくらえび科 あきあみ属えび類及びてながえび科えび類 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、くるまえば 科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえ び科えび類のふ化用の卵
とこぶし、 ふくとこぶし、 えぞあわび、 くろあわび、 まだかあわび、 めがいあわび	第0307.81号(あわびの生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの)の生きているものうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわび 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわびのふ化用の卵	とこぶし、 ふくとこぶし、 えぞあわび、 くろあわび、 まだかあわび、 めがいあわび	第0307.81号(あわびの生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの)の生きているものうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわび 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわびのふ化用の卵
まがき属かき類	第0307.11号(かきの生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの)の生きているものうち、まがき属のか き類 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、まがき属の かき類のふ化用の卵	まがき属かき類	第0307.11号(かきの生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの)の生きているものうち、まがき属のか き類 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、まがき属の かき類のふ化用の卵
ほたてがい	第0307.91号(その他のものの生きているもの、生鮮の もの及び冷蔵したもの)の生きているものうち、ほた てがい 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、ほたてがい のふ化用の卵	ほたてがい	第0307.91号(その他のものの生きているもの、生鮮の もの及び冷蔵したもの)の生きているものうち、ほた てがい 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、ほたてがい のふ化用の卵
まぼや	第0308.90号の1(その他のものの生きているもの)の うち、まぼや 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、まぼやのふ 化用の卵	まぼや	第0308.90号の1(その他のものの生きているもの)の うち、まぼや 第0511.91号の2(その他のもの)のうち、まぼやのふ 化用の卵
生きていない上記 水産動物(加工し たものを含み、養 殖の用に供するも	第0508.00号の2(さんごその他これに類する物品並び に軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並び にこれらの粉及びくずのうち、その他のもの)のうち、 上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供する	生きていない上記 水産動物(加工し たものを含み、養 殖の用に供するも	第0508.00号の2(さんごその他これに類する物品並び に軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並び にこれらの粉及びくずのうち、その他のもの)のうち、 上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供する

新旧対照表

(別紙)

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
の(魚粉及び魚油を除く。))	<p>もの(魚粉及び魚油を除く)</p> <p>第 0511.91 号(魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第 3 類の動物で生きていないもの)の魚のくず及びその他のもののうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く)</p> <p>第 2301.20 号(魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット)のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く)</p> <p>第 2309.90 号の 2(その他のもの)の魚又は海棲哺乳動物のソリュブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く)</p>	の(魚粉及び魚油を除く。))	<p>もの(魚粉及び魚油を除く)</p> <p>第 0511.91 号(魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第 3 類の動物で生きていないもの)の魚のくず及びその他のもののうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く)</p> <p>第 2301.20 号(魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット)のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く)</p> <p>第 2309.90 号の 2(その他のもの)の魚又は海棲哺乳動物のソリュブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの(魚粉及び魚油を除く)</p>
2 (省略)		2 (同左)	
3 (省略)		3 (同左)	

【新旧対照表】

【参考】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財 関 第 <u>1600</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>27</u> 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成 <u>29</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日からは、これにより実施されたい。 <u>なお、この通達の実施に伴い、「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 3 月 28 日財関第 308 号) は廃止する。</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">別 添</p> <p style="text-align: right;">基 発 <u>1220</u> 第 <u>6</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>20</u> 日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長</p> <p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について</p> <p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 55 条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 16 条第 1 項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。 <u>今般、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）が公布され、平成 29 年 1 月 1 日に關稅定率法の別表の改正が施行されることとなりました。</u> <u>つきましては、改正法が施行される平成 29 年 1 月 1 日から、法第 55 条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。</u> <u>なお、本通達の実施を以て、平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 2 号「労働安</u></p>	<p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財 関 第 <u>308</u> 号 平成 <u>26</u> 年 <u>3</u> 月 <u>28</u> 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成 <u>26</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日からは、これにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">別 添</p> <p style="text-align: right;">基 発 <u>0326</u> 第 <u>2</u> 号 平成 <u>26</u> 年 <u>3</u> 月 <u>26</u> 日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長</p> <p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について</p> <p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 55 条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 16 条第 1 項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。 <u>今般、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 3 条第 1 項に基づく「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件」（平成 26 年 3 月 17 日経済産業省告示第 51 号。以下「改正告示」という。）が公示され、平成 26 年 4 月 1 日から適用されることとなり、法第 55 条ただし書きに定める試験研究のための有害物等の輸入手続きにおいて輸入貿易管理令第 4 条に基づく経済産業大臣に</u></p>

【新旧対照表】

【参考】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																																							
<p><u>全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について</u>は廃止します。</p>		<p><u>よる輸入の承認が不要となりました。</u> <u>つきましては、改正告示が適用される平成26年4月1日より、法第55条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。</u></p>																																							
記		記																																							
<p>1 確認の対象となる有害物等 法第55条及び令第16条第1項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害物等であって税関に確認を依頼する有害物等は、以下のとおりである。</p>		<p>1 確認の対象となる有害物等 法第55条及び令第16条第1項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害物等であって税関に確認を依頼する有害物等は、以下のとおりである。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号</th> <th>有害物等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第36.05項</td> <td>黄りんマッチ</td> </tr> <tr> <td>第2921.59号</td> <td>ベンジジン及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第2921.49号</td> <td>四ーアミノジフェニル及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第25.24項</td> <td>石綿</td> </tr> <tr> <td>第2904.20号</td> <td>四ーニトロジフェニル及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第2909.19号</td> <td>ビス(クロロメチル)エーテル</td> </tr> <tr> <td>第2921.45号</td> <td>ベーターナフチルアミン及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第3506.91号、第4005.20号、第4016.99号</td> <td>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>第38.22項、第<u>3824.99</u>号</td> <td>ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量</td> </tr> </tbody> </table>	関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号	有害物等	第36.05項	黄りんマッチ	第2921.59号	ベンジジン及びその塩	第2921.49号	四ーアミノジフェニル及びその塩	第25.24項	石綿	第2904.20号	四ーニトロジフェニル及びその塩	第2909.19号	ビス(クロロメチル)エーテル	第2921.45号	ベーターナフチルアミン及びその塩	第3506.91号、第4005.20号、第4016.99号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの	第38.22項、第 <u>3824.99</u> 号	ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号</th> <th>有害物等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第36.05項</td> <td>黄りんマッチ</td> </tr> <tr> <td>第2921.59号</td> <td>ベンジジン及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第2921.49号</td> <td>四ーアミノジフェニル及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第25.24項</td> <td>石綿</td> </tr> <tr> <td>第2904.20号</td> <td>四ーニトロジフェニル及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第2909.19号</td> <td>ビス(クロロメチル)エーテル</td> </tr> <tr> <td>第2921.45号</td> <td>ベーターナフチルアミン及びその塩</td> </tr> <tr> <td>第3506.91号、第4005.20号、第4016.99号</td> <td>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>第38.22項、第<u>3824.90</u>号</td> <td>ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量</td> </tr> </tbody> </table>	関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号	有害物等	第36.05項	黄りんマッチ	第2921.59号	ベンジジン及びその塩	第2921.49号	四ーアミノジフェニル及びその塩	第25.24項	石綿	第2904.20号	四ーニトロジフェニル及びその塩	第2909.19号	ビス(クロロメチル)エーテル	第2921.45号	ベーターナフチルアミン及びその塩	第3506.91号、第4005.20号、第4016.99号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの	第38.22項、第 <u>3824.90</u> 号	ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量
関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号	有害物等																																								
第36.05項	黄りんマッチ																																								
第2921.59号	ベンジジン及びその塩																																								
第2921.49号	四ーアミノジフェニル及びその塩																																								
第25.24項	石綿																																								
第2904.20号	四ーニトロジフェニル及びその塩																																								
第2909.19号	ビス(クロロメチル)エーテル																																								
第2921.45号	ベーターナフチルアミン及びその塩																																								
第3506.91号、第4005.20号、第4016.99号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの																																								
第38.22項、第 <u>3824.99</u> 号	ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量																																								
関税定率法(明治43年法律第54号)別表の番号	有害物等																																								
第36.05項	黄りんマッチ																																								
第2921.59号	ベンジジン及びその塩																																								
第2921.49号	四ーアミノジフェニル及びその塩																																								
第25.24項	石綿																																								
第2904.20号	四ーニトロジフェニル及びその塩																																								
第2909.19号	ビス(クロロメチル)エーテル																																								
第2921.45号	ベーターナフチルアミン及びその塩																																								
第3506.91号、第4005.20号、第4016.99号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの																																								
第38.22項、第 <u>3824.90</u> 号	ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量																																								

【新旧対照表】

【参考】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	の一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの		の一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
一	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの	一	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
2 (省略)		2 (同左)	
3 (省略)		3 (同左)	

海上システムによる航空貨物の取扱い廃止に伴う依頼について

平成29年10月に稼働を予定している次期（第6次）NACCSの更改時より、従来、海上システムにおいても通関可能となっていた航空貨物については、海上システムによる取扱いを廃止し、航空システムによる通関を実施することを予定しております。

また、同時期より開始予定である申告官署の自由化に伴い、従来、海上貨物のみを取り扱っていた税関官署においても航空貨物の取扱いが必要になることが想定されます。

これらの取扱いの変更にあたり、現状、海上システムのみ対応している税関官署（または航空システムのみ対応の税関官署）については、航空システム（または海上システム）の設定を行う必要があるほか、民間利用者についても、取扱い貨物に応じたシステムに対応する必要があります。

以上のことから、次期システムへの円滑な移行のため、民間利用者の方におきましては海上・航空双方のシステムへの参加について御検討をお願いいたします。

なお、税関側で必要となる税関官署のシステム設定については、平成29年4月から現行システム環境、総合運転試験環境(平成29年7月から9月予定)及び次期システム環境に反映いたします。

・横浜税関の未対応官署は以下のとおりとなっております。

税関	税関コード	官署コード	航空対象 地区	海上対象 地区	官署名
横浜	2	K	未対応	○	横須賀税関支署
		L	未対応	○	横須賀税関支署三崎監視署
		Q	未対応	○	千葉税関支署姉崎出張所
		R	未対応	○	千葉税関支署木更津出張所
		T	未対応	○	千葉税関支署銚子監視署
		Z	○	未対応	仙台空港税関支署
		1	未対応	○	仙台塩釜税関支署石巻出張所
		2	未対応	○	仙台塩釜税関支署気仙沼出張所

S P F 製材に係る輸入申告の取扱いについて（お知らせ）

平成 29 年 1 月 1 日（日）以降に輸入申告が行われ、2017 年版関税率表の適用を受ける S P F 製材について、物資所管省庁である農林水産省林野庁と調整を行い、我が国への到着後において樹種別の仕分けが著しく困難である場合は、下記の取扱いによる輸入申告を認めることといたしました。

なお、本取扱いについては、平成 29 年 3 月 31 日（金）までに輸入申告が行われる S P F 製材のみに適用する暫定的な取扱いとなります。

記

2012 年版関税率表		2017 年版関税率表
・ かながけした S P F 製材（厚さ 6mm を超え、160mm 以下）： <u>4407.10-110</u>	⇒	・ かながけしたまつ属のみからなる製材（厚さ 6mm を超え、160mm 以下）： <u>4407.11-110</u>
・ かながけした S P F 製材（厚さ 160mm 超）： <u>4407.10-321</u>		・ かながけした S P F 製材（厚さ 6mm を超え、160mm 以下）： <u>4407.12-110</u>
		・ かながけしたまつ属のみからなる製材（厚さ 160mm 超）： <u>4407.11-910</u>
		・ かながけした S P F 製材（厚さ 160mm 超）： <u>4407.12-290</u>

（注）S P F 製材とは、それぞれ、とうひ属（Spruce）、まつ属（Pine）、もみ属（Fir）からなる製材が混在したもの。

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%
2015年11月	93%
2015年12月	92%
2016年1月	93%
2016年2月	93%
2016年3月	94%
2016年4月	93%
2016年5月	93%
2016年6月	93%
2016年7月	95%
2016年8月	94%
2016年9月	97%
2016年10月	97%
2016年11月	97%
2016年12月	96%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%
2015年11月	78%
2015年12月	80%
2016年1月	81%
2016年2月	80%
2016年3月	80%
2016年4月	83%
2016年5月	83%
2016年6月	83%
2016年7月	84%
2016年8月	84%
2016年9月	85%
2016年10月	85%
2016年11月	85%
2016年12月	86%

2016年12月の内訳

海上	96%
航空	93%

2016年12月の内訳

海上	86%
航空	87%

【参考】 2016年11月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	66%
横浜	97%
神戸	92%
大阪	91%
名古屋	85%
門司	97%
長崎	95%
函館	97%
沖縄	84%
合計	90%

輸入	
東京	80%
横浜	85%
神戸	89%
大阪	90%
名古屋	85%
門司	91%
長崎	93%
函館	94%
沖縄	88%
合計	86%